

新型コロナウイルス感染症対策関連経費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コロナ禍の影響により、MICEの開催が減少する中、名古屋市内で開催される MICE の主催者に対し、感染症対策に係る経費の一部を助成することにより、市内での MICE 開催の回復を図り、地域経済の復興に寄与することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象は、次の(1)、(2)のいずれかの要件を全て満たす会議、もしくは見本市・展示会とする。なお、同一の主催者が複数の見本市・展示会を同時に開催する場合は一体の見本市・展示会とみなす。

(1) 国内会議、国際会議

- ア 主たる会場が名古屋市内であること。
- イ 経済、産業、学術、文化、国際交流等の振興に寄与するものであること。
- ウ 営利を目的としないものであること。
- エ 政治目的又は宗教目的を有しないものであること。
- オ 国内会議については、開催会場における総参加者数が300人以上であること。
- カ 国際会議については、開催会場における総参加者数が300人以上で、そのうち海外参加者数が50人以上かつ、参加国数が3カ国(日本を含む)以上であること。
- キ 会議の日数が、3日以上であること。

(2) 見本市・展示会

- ア 会場が名古屋市国際展示場であること。
- イ 見本市・展示会開催助成金交付要綱第3条第1項に該当する事業かつ第4条第3項及び第4項を満たすものであること。
- ウ 経済、産業、学術、文化、国際交流等の振興に寄与するものであること。
- エ 政治目的又は宗教目的を有しないものであること。
- オ 開催会場における総参加者数が300人以上であること。

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、前条の会議等にかかる経費のうち、次の経費とする。

(1) 国際会議、国内会議

名古屋国際会議場における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインに記載のある感染症対策関連資材の購入、レンタルに係る経費

(2) 見本市・展示会

名古屋市国際展示場における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインに記載のある感染症対策関連資材の購入、レンタルに係る経費

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、下表に掲げる額を限度とし、かつ前条の助成対象経費の30%以内(千円未満端数切捨)とする。

開催会場における総参加者数	限度額
300人以上	300千円

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする会議等主催者(以下「申請者」という。)は、原則として開催予定日の3ヶ月前までに、交付申請書(様式第1号)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 助成金の適正な運用を期するため、理事長は、前条の申請があったときは、申請案件が第2条に定める要件を満たすものであるかを審査し、予算の範囲内において、交付の決定をするものとする。

(交付決定通知)

第7条 理事長は、助成金の交付決定をしたときは、新型コロナウイルス感染症対策関連経費助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 申請者は、申請書提出後に、開催計画、収支計画等の申請内容を変更しようとするときは、軽微な変更である場合を除き、内容変更承認申請書(様式第3号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 申請者は、会議終了後すみやかに、事業実績報告書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 理事長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、第6条の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、新型コロナウイルス感染症対策関連経費助成金確定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第11条 申請者は、前条の通知を受けたときは、新型コロナウイルス感染症対策関連経費助成金支払請求書(様式第6号)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の助成金の交付申請があったときは、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消又は助成金の返還)

第12条 理事長は、申請者が次の各号の一に該当するときは、助成金交付決定の全部又は一部の取消、もしくは既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1)この要綱又は助成金交付決定通知に付した条件に違反したとき。

(2)虚偽の申請、報告又は不正の行為により、助成金の交付を受けたとき。

(遅延利息)

第13条 申請者は、前条の規定に基づき助成金の返還を命じられ、これを期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、年10.95%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

ただし、理事長がやむを得ない理由があると認めるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(検査等)

第14条 理事長は、助成金の適正な運用を図るため、必要があるときに申請者に対して報告を求め又は指示し、もしくは帳簿等関係書類を検査することができる。

(関係帳簿等の整備保存)

第15条 申請者は、助成金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から5年間、関係帳簿及び証拠書類を整備保存しておかなければならない。

(その他)

第16条 この要綱の定めるもののほか、助成の実施に関する必要な事項は理事長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和3年3月30日から施行する。

2 この要綱は、令和4年3月30日から施行する。

3 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。